

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

I.基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・BCPなどのマニュアル・規程及び社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組を行います。

II.感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応の整備

1.体制

(1) 感染症対策委員会の設置・運営

1.体制

①目的

・感染症対策委員会（以下、委員会という。）を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等整備し、感染症の発生や感染拡大を防止します。

②活動内容

- ・施設・事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定めます。
- ・決定事項や具体策を事業所全体に周知します。
- ・感染に関する問題を把握し問題意識を共有します。
- ・利用者・職員の健康状態を把握します。
- ・感染症が発生した場合適切に対処するとともに、感染拡大及び防止の指揮をとります。
- ・感染関連の検討を行います。

③委員会の構成メンバー

・運営責任者は管理者とし、構成メンバーは職員から設置趣旨に照らして必要と認められるものを選出します。

④運営方法

- ・委員会は、6か月に1回以上開催します。
- ・関係する委員会と一体的に行います。

(2) 役割分担

役割	担当者
委員会の実施等連絡調整、情報収集、情報共有	管理者
関係機関との連絡調整、家族等への連絡調整	管理者
感染対策指導、利用者と職員の健康状態把握	看護師
感染対策の実施状況の把握、対策方法の周知	保育士
利用者の栄養状態の把握	生活支援員

(3) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ、定期的に指針の見直しを行います。

(4) 研修

感染対策の基本的な内容の適切な知識を普及・啓発するとともに、本方針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、職員に対して年2回以上の研修を実施します。

(5) 訓練

実際に感染症が発生した場合を想定して、感染症発生時において迅速に行動できるように、職員を対象に年2回の訓練を実施します。

2. 平常時の対策

(1) 利用者の健康管理

- ・ 既往歴の把握
- ・ 日常観察、体調把握
- ・ 体調、様子の共有方法構築
- ・ 利用者に感染対策の方法を教育、指導
- ・ 利用者感染対策実施状況を把握

(2) 職員の健康管理

- ・ 入職時の感染症の既往やワクチン接種状況把握
- ・ 定期健診状況の把握
- ・ 体調不良時の申請方法を周知、申請しやすい環境を整える
- ・ 職員への感染対策方法の教育と指導
- ・ ワクチン接種の必要を勧める
- ・ 業務中に感染した場合の方針を明確化

(3) 感染予防策

① 職員の感染症予防策

- ・ 手指衛生の実施状況を評価、適切な方法の教育と指導
- ・ 食事支援時の対応確認
- ・ 排泄支援時の対応確認

② 利用者の感染予防策

- ・ 食事前、排泄後の手洗い状況把握
- ・ 手指を清潔に保つための支援検討、実施
- ・ 共有物の使用状況把握、清潔に管理

③ その他

- ・ 十分な必要物品を確保、管理

(4) 衛生管理

① 環境整備

- ・ 整理整頓、清掃実施、実施状況評価
- ・ 換気状況を把握、評価
- ・ トイレの清掃、消毒の実施と評価

- ・汚物入れの掃除、消毒の実施と評価
- ・効果的な環境整備についての教育と評価

②食品衛生

- ・食品の入手、保管状況の確認と評価
- ・調理工程の衛生状況の確認と評価
- ・調理環境の確認
- ・課題を検討、対策を講じる
- ・衛生的な調理を教育と評価

③血液・体液・排泄物の処理

- ・処理方法、状況を確認
- ・適切な処理方法についての教育と評価

3.発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑いのものの状況把握、情報共有
- ・発生状況を調査、把握

(2) 感染拡大の防止

- ・生活空間、動線の区分け
- ・感染状況を本人に説明、家族に迎えを依頼
- ・感染者と接触した関係者の体調確認
- ・消毒を実施
- ・職員の感染対策の状況を確認、感染対策の徹底

(3) 医療機関や保健所、行政関係機関との連携

①医療機関との連携

- ・感染者及び感染疑いの者の状態を報告、対応方法確認
- ・診療の協力を依頼
- ・医療機関からの指示内容を事業所内で共有

②保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討
- ・感染者及び感染疑いの者の状況を報告、支持を確認

連絡先：ひたちなか保健所

電話 029-265-5515

ひたちなか保健所常陸大宮支所

電話 0295-52-1157

- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有

③行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討
- ・感染者及び感染疑いの者の状態を報告、指示を確認

連絡先：大子町役場 福祉課

電話 0295-72-1117

(4) 関係者への連絡

- ・事業所内での情報共有体制を構築、整備
- ・利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備

- ・相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備

(5) 感染者発生後の支援

- ・感染者や感染疑いの者の病状や予後を把握
- ・感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築

4.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本方針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

附則

本方針は、令和6年4月1日より施行する。

附則

本方針は、令和8年8月1日より施行する。